

薬事担当(平成 18 年度)

◇ いわゆる健康食品等の検査

本年度は、医療安全課の試買により、「ダイエット」、「痩身」等を標榜し、肝機能障害等が問題となる「いわゆる健康食品」31 検体について、センナ、フェンフルラミン、N-ニトロソフェンフルラミン、エフェドリン類、甲状腺ホルモンの検査を行いました。その結果、いずれの成分も検出されませんでした。

また、インターネット監視を通じて強壯効果を標榜する「いわゆる健康食品」1検体について、シルデナフィル、タダラフィル、メチルテストステロン、ヨヒンビンの検査を行いました。その結果、シルデナフィル、タダラフィルを検出しました。

◇ 違法ドラッグ検査

芳香剤やビデオクリーナーと称して、麻薬等と同様に多幸感、快感等を高める目的で販売されているものの成分である亜硝酸エステル類(亜硝酸アミル、亜硝酸イソアミル、亜硝酸ブチル、亜硝酸イソブチル)の検査法の検討を行いました。検討の結果、ガスクロマトグラフ質量分析計による測定が可能となりました。

◇ 健康被害に係わる検査

医療安全課の依頼により、医療機関からの通報で痩身効果を標榜する「いわゆる健康食品」でのホルモン作用等の健康被害事例(甲状腺機能亢進)の原因究明検査を 2 検体行いました。その結果、いずれの検体からもシブトラミン、甲状腺ホルモンを検出しました。